

# 一般社団法人 更埴教育会定款

## 第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人更埴教育会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県千曲市大字屋代2 1 2 6番地1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の自発的活動を基調として、会員相互に信頼し協力して職能の向上と地域における教育の振興をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教職員の職能向上に関する事業。
  - ア 教育の進歩改善に関する研究調査。
  - イ 教職員の自覚と教養を高めるための集会、講演会、講習会、研究視察並びに研究発表。
  - ウ 教職員及び児童、生徒の教育、学芸の研究に対する助成。
- (2) 社会教育、家庭教育の振興に関する事業。
- (3) 教育の社会的推進に関する事業。
- (4) 郷土の文化、自然の調査研究保存に関する事業。
- (5) 地域の教育活動を充実するための図書の出版、学習資料の作成に関する事業。
- (6) 信濃教育会事業への協力と推進に関する事業。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業。

## 第3章 会 員

(組織及び構成員)

第5条 本会は、公益社団法人 信濃教育会と連携をもって組織する。

- 2 本会は、次の者をもって構成する。
  - (1) 正会員 埴科郡坂城町、千曲市の学校に在職する職員及び教育に係る者で、本会の目的に賛同し入会した者。
  - (2) 名誉会員（顧問） 本会ならびに千曲市・坂城町の教育に功労のあった者。
- 3 本会の社員は、前項第1号の正会員（以下「会員」という。）の中から毎年4月1日現概ね30名に1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
- 4 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を各学校ごと行う。代議員選挙を行うために必要な選挙方法については、理事会において定める選挙規程による。
- 5 第3項において、4月1日以降各学校の会員数に著しい増減を生じ、または特殊な事

情がある場合は、実情に応じて措置するものとする。

- 6 会員は、代議員選挙に立候補することができる。
- 7 会員は代議員選挙において、他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- 8 代議員選挙は、年に一度、4月に実施することとし、代議員の任期は選任の1年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議後取り消しの訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 9 代議員選挙の際、各学校1名の補欠員を選挙する。辞任等により代議員が欠けた場合は、当該補欠員が代議員となる。当該代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の終了する時までとする。
- 10 会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。
  - (1) 定款の閲覧等
  - (2) 社員名簿の閲覧等
  - (3) 総会の議事録の閲覧等
  - (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等
  - (5) 議決権行使書面の閲覧等
  - (6) 計算書類等の閲覧等
  - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等
  - (8) 合併契約等の閲覧等
- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての会員の同意がなければ、免除することができない。
- 12 名誉会員は、会長が理事会の承認を経て、総会に報告する。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員となるためには、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は本会の事業に必要な経費に充てるため、総会において定める定款施行に関する細則に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 名誉会員は、会費を負担しない。
- 3 既納の会費はその理由のいかんを問わずこれを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反するような行為をしたとき、又は会員

としての義務に反したときは、総会の決議により除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には会員の資格を失う。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、第5条第3項で定められた代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 代議員は、各1個の議決権を有する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
  - (2) 議決権の10分の1以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の開催日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(決議)

第16条 総会の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上の代議員が出席し、出席した当該代議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にもかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令に定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第17条 総会に出席できない代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会において選定された議事録作成者及び議事録署名者は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち1名を副会長とする。
- 4 第2項の会長をもって一般社団及び財団法人法に関する法律上の代表理事とし、第3項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 役員は次の方法によって選任する。

- (1) 理事、監事は総会の決議によって選任する。
- (2) 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(信濃教育会関係役員の選出)

第 21 条 本会から選出する信濃教育会関係の役員は理事会において定めた選挙規程により選出する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行代表理事（副会長）は、会長を補佐し、本会の業務を分担する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える範囲で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時総会の集結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は、この定款及び本会諸規程に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が議長となる。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 本会の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

- 第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
  - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号、および第7号の

書類については総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号、第5号及び第7号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿および会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、変更することができる。

- 2 この定款を変更するには、予め変更案を全会員に送付し周知した上で次の総会において決議する。

(解散)

第36条 本会は法令で定められている事由によるほか、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 本会の解散の場合の残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 事務局

(設置等)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、専任幹事、幹事を置く。必要があれば事務職員も置く。
- 3 専任幹事は、会長の命を受けて会務一切を掌理する。
- 4 幹事は、専任幹事を助け会務の執行にあたる。
- 5 専任幹事及び幹事は、会長が理事会の承認を得て任免する。事務職員を置く必要がある時も、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項におい

て読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事、業務執行理事、理事及び監事は次に掲げる者とする。

代表理事（会長）	宮坂 君江
業務執行理事（副会長）	市川 文夫
理 事	山田 利幸
〃	金井 久芳
〃	臼井 裕之
〃	内山 文人
〃	中島 敏
〃	青木 幸雄
〃	小林 和雄
監 事	近藤 博子
〃	水内 秀雄

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（平成23年11月10日制定）

（平成24年 4月 1日施行）